

「シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業」 要件のポイント

岐阜県農業会議

〈研修機関等の要件〉

- ・農大、JA等に加え、農業法人等も対象です！（個人経営体も可）

※就農に向けて必要な技術等を習得させるための研修を行うことができると認められた経営体
（農業会議への応募申請後、県農業経営課で認定）

〈研修生の要件〉

- ・研修開始時点（第4回募集の場合は12月1日）において50～59歳の下記の者

- ①農業経験5年以内
- ②雇用期間1年以内（直近の雇用開始から1年以内。過去に雇用した期間があっても、切れている期間があればカウントしない）
- ③雇用契約の有無、雇用形態は問いません。派遣社員も対象です。
（パート、アルバイト、お手伝い等も対象）

該当する従業員等がいる経営体は、まずは農業会議にご相談を！

TEL: 058-268-2527 （担当:堀口・梅村・岩川）